

# 電子案内板システム構築・設置業務委託に係る

## プロポーザル実施要領

### 1 事業の目的

那須地域の観光地としてのイメージは、温泉地やロイヤルリゾートであり、高原や山間部が観光エリアの中心となっている。日本遺産として認定された当地域としては、構成文化財が点在する那須野が原について、歴史・文化という視点で新たな平野部の観光エリアとしての磨き上げを進め、既存の観光エリアとの回遊性を高め、地域全体の魅力向上により国内外からの観光客を集客し、経済効果を高める必要がある。

については、那須野が原博物館及び道の駅等の集客力のある観光施設を日本遺産「明治貴族が描いた未来 ～那須野が原開拓浪漫譚～」の情報発信の拠点として、電子案内板の充実による受入態勢の整備を行う。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名称

電子案内板システム構築・設置業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「電子案内板システム構築・設置業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 事業期間

契約日から平成31年3月15日まで

### 3 参加資格

仕様書で提示する業務を的確に実施する能力を有し、次に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 那須塩原市、大田原市、矢板市又は那須町の入札参加資格を有すること。
- (3) 本事業公募時点で事業者の本社所在地における都道府県知事、那須塩原市、大田原市、矢板市及び那須町からの指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法の規定により、更正手続き開始の申し立てをしているものではないこと。
- (4) 民事再生法の規定により、再生手続き開始の申し立てをしているものではないこと。

#### 4 参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、参加申請書（様式1）に必要事項を記載し、押印のうえ指定の日時までに那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局へ提出すること。

##### （1）提出書類

参加表明書（様式1）

##### （2）提出期限

平成30年12月6日（木）17時まで

##### （3）提出部数

代表者印を押印のもの1部

##### （4）提出先

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局

（那須塩原市役所本庁2階 商工観光課）

住所 栃木県那須塩原市共墾社108-2

電話 0287-62-7156

担当 岡野

##### （5）提出方法

上の提出先へ持参又は郵送により提出すること。持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留郵便等配達記録が残る方法に限る。

#### 5 質問書の提出

本プロポーザルの仕様書等に関して不明な点がある場合は、質疑書（様式2）を作成し、電子メールに添付して、那須塩原市商工観光課のメールアドレスへ送付し、電話にて担当者へ到達確認を行うこと。なお、質問内容により事業者の選定に公平性を保てないと判断された場合は回答を行わないことがある。

メール送信の際の件名は次のとおりとする。ただし参加者名称は略称でも良い。

件名：電子案内板システム構築・設置業務委託質問：+（参加者名称）  
+送信年月日[Hyymmdd]

##### （1）提出書類

質問書（様式2）

##### （2）提出期限

平成30年12月6日（木）17時まで

(3) 提出先

那須塩原市商工観光課      k-shoukougankou@city.nasushiobara.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールに添付して送付すること。

(5) 質問に対する回答

各社から提出された質問事項は取りまとめた上で質問事業者名は記載せずに、回答の一覧を参加者全員へ平成30年12月10日（月）までに質問回答書として電子メールに添付し送付する。

6 企画提案

(1) 提出書類

以下の書類について正本1部、副本9部を提出すること。⑥価格提案書の原本には代表社印を押印すること。

①会社概要（様式3）

②納税証明書

提出日の6ヶ月以内に発行されたもの（写し可とする）

国税は法人税、消費税及び地方消費税（所轄税務署）

都道府県税は直前2年分の全て（都道府県税事務所）

市町村税は直前2年分の全て（市町村）

③事業の実績（様式4）

④事業の実施体制（様式5）

⑤企画提案書（様式6 提案内容は様式自由）

⑥価格提案書及び価格提案内訳書（様式自由）

(2) 提出期限

平成30年12月17日（月） 17時までとする。

(3) 提出先

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局

（那須塩原市役所本庁2階 商工観光課）

住所 栃木県那須塩原市共墾社108-2

電話 0287-62-7156

担当 岡野

(4) 提出方法

上の提出先へ持参又は郵送により提出すること。持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留郵便等配達記録が残る方法に限る。

(5) 企画提案書の留意事項

- ①企画提案書の記述にあたっては、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- ②企画提案書に記載する内容は全て本事業における実施義務を事業者が提示したものとする。
- ③会社案内やパンフレット等の添付書類は別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめるとともに、表紙の次ページに一覧を添付すること。
- ④企画提案書についてはプレゼンテーションまでの期間に折り返し質問をする場合がある。参加表明書に記載のメール連絡先にて対応できる体制を用意すること。

## 7 導入候補者の選定について

選定については「電子案内板システム構築・設置業務委託に係るプロポーザル選定委員会」により評価を行う。なお、事務局は那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局が当たる。

### (1) 評価方法

能力評価、提案評価（書類審査及びプレゼンテーション）並びに費用について評価を行い、最も評価点の高い事業者を導入候補者として選定する。

応募業者が3社を超えた場合は、能力評価及び提案評価（書類審査）の上位3社について提案評価（プレゼンテーション）及び価格評価を行い、導入候補者を選定する。

・能力評価	100点
・提案評価（書類審査）	200点
・提案評価（プレゼン）	400点
・価格評価	300点
合計	1,000点

### (2) プレゼンテーション

#### ①日時及び場所

平成30年12月26日（水）予定

那須塩原市内公共施設

※提案者ごとの集合時間等については、別途通知する。

#### ②時間

1事業者につき30分を予定している。

説明 20分、選定委員会からの質問 10分

#### ③参加人数

5名以内とする。

#### ④注意事項

- ・短時間でのプレゼンテーションを予定しているため、時間内での実施に配慮すること。また、発表の順番等については、提案者と協議することなく、事務局が決定する。
- ・企画提案書と別の資料配付は許可するが、企画提案書と異なる内容については評価対象外とする。なお、配布資料は10部用意すること。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備するが、その他プレゼンテーションに必要なものは、提案者が用意すること。

## 8 スケジュール

スケジュールは以下のとおりとする。なお、提示したスケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は、事前に連絡を行うこととする。

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 募集開始      | 平成30年11月22日(木)       |
| (2) 参加表明受付期限  | 平成30年12月6日(木) 17時まで  |
| (3) 質問受付期限    | 平成30年12月6日(木) 17時まで  |
| (4) 質問回答      | 平成30年12月10日(月)       |
| (5) 提案書提出期限   | 平成30年12月17日(月) 17時まで |
| (6) プレゼンテーション | 平成30年12月26日(水) 予定    |
| (7) 結果通知      | 平成31年1月上旬            |

## 9 契約

### (1) 仕様の調整

導入候補者と那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局で、導入候補者による企画提案をもとに事業内容について協議し、仕様内容の調整を行う。

### (2) 導入業者の決定

導入候補者は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会の指定する方式により見積り合わせを実施し、合意に達した場合、導入業者として決定する。

## 10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの提出書類の様式は、那須塩原市、大田原市、矢板市又は那須町ホームページから取得すること。
- (2) 企画提案に関する経費等は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、導入候補者選定に伴う作業等に必要範囲内において、事前の承諾を得ずに、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会が複製を作成する場合がある。